

厚生労働省「墜落制止用器具の規格」が2019年2月1日より適用されました

規格改正のポイント

1. 安全帯が「墜落制止用器具」に変更

「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改められました。
「墜落制止用器具」として認められる器具は次のとおりです。

①フルハーネス型 ②胴ベルト型

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」が原則

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則ですが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型」を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要

次の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。
「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）」
（労働安全衛生法 第59条）

落下距離

●自由落下距離

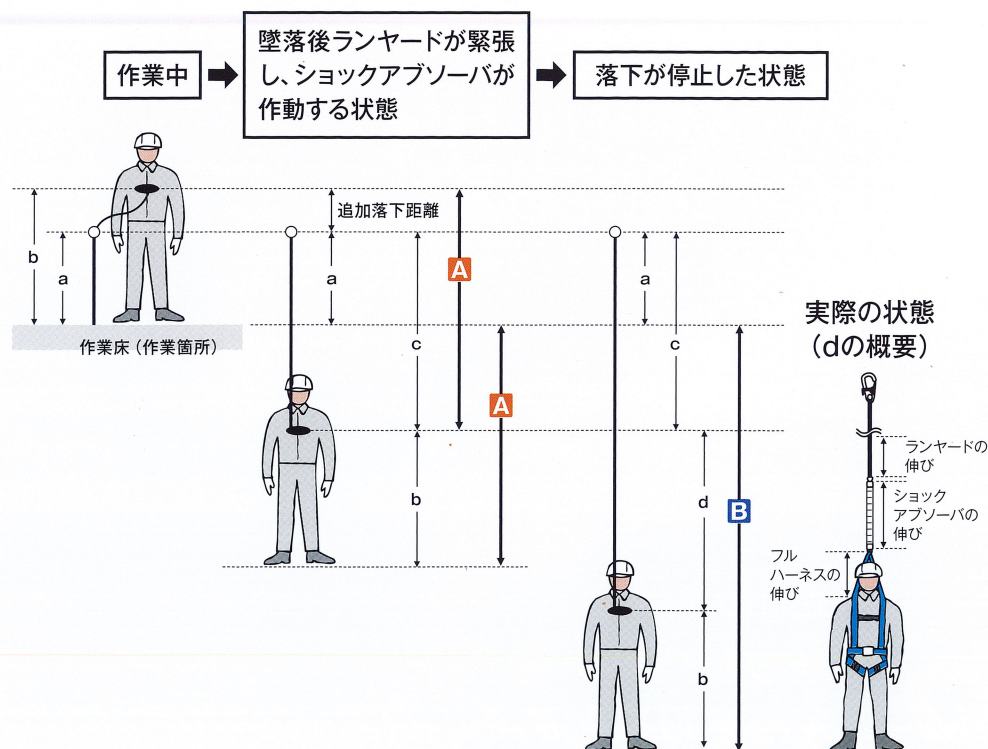
作業者がフルハーネスまたは胴ベルトを着用する場合における、当該フルハーネスまたは胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいいます。（右図のA）

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネスまたは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいいます。（右図のB）

ショックアブソーバに表示された落下距離以上の高さで使用してください。

【フルハーネス型の落下距離等】



$$A = c + (b - a)$$

$$B = c + d + (b - a) = A + d$$

（自由落下距離＋ショックアブソーバ等の伸び合計）

- a: フックの取付高さ
b: D環の高さ
c: ランヤード長さ
d: ショックアブソーバ、フルハーネス、ランヤードの伸び合計
A: 自由落下距離
（ランヤードが緊張し、ショックアブソーバが作動する直前の落下距離）
B: 作業床（作業箇所）からの落下距離
b-a: 追加落下距離

改正のスケジュール

・「安全帯の規格」適合の安全帯は2022年1月2日より使用禁止です。

	2019年	2020年	2021年	2022年
安全帯	使用可能			1月1日
	製造・販売可能 8月1日	製造済み製品の販売可能		
墜落制止用器具	2月1日	使用可能		

フルハーネス型墜落制止用器具の選び方

●フルハーネス本体の選び方

フルハーネス本体は、背中や腿ベルトの形状、胴ベルトの有無などで選択します（7ページのフルハーネス仕様説明写真参照）。また、本体は使用可能な質量（体重＋装備質量）が表示されています。



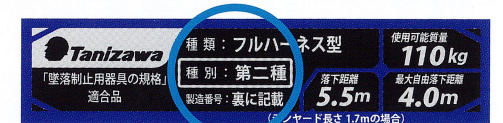
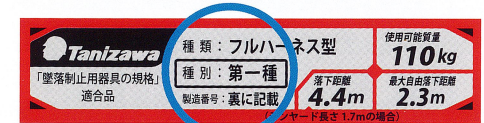
※当社ST#571～575の「使用可能質量」は全て140kg以下です。

●フルハーネス型に用いるランヤードの種類

ランヤードの種類	ショックアブソーバの種類	フックの取り付け位置	自由落下距離	基準	
				衝撃荷重	ショックアブソーバの伸び
タイプ1	第一種	腰より上の位置	1.8m※	4.0kN以下	1.2m以下
タイプ2	第二種	上記及び足元付近まで	4.0m	6.0kN以下	1.75m以下

※第一種ショックアブソーバは、規格の自由落下距離1.8mに対し、フックを掛ける高さ0.85m、フルハーネスのD環の高さ1.45mとし、この差0.6mをランヤードの長さ1.7mに追加した距離2.3mを表示しています。

ショックアブソーバの表示例

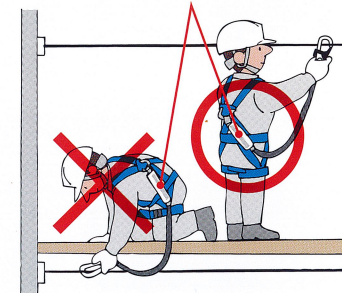


第一種は白地に黒文字、第二種は黒地に白文字と表示の色が反転します。

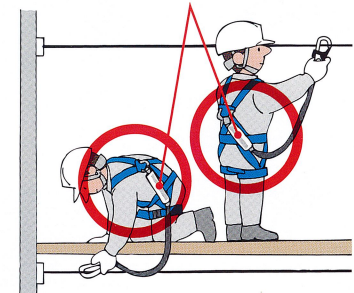
●フルハーネス型に用いるランヤードの選び方

- ①作業時のフックの取付け位置 ・腰の高さ以上にフックを掛けて作業を行うことが可能な場合はタイプ1を選択、足下にフックを掛けて作業を行う必要がある場合はタイプ2を選択します。

タイプ1 ランヤード



タイプ2 ランヤード



②ショックアブソーバの「使用可能質量」

・ショックアブソーバには「使用可能質量」の表示があります。着用者の体重およびその装備品の重量の合計が、その表示以下である必要があります。超過する場合には使用せず、メーカーにご相談ください。

※当社ランヤードの「使用可能質量」は110kg以下用と130kg以下用があります。詳しくは11～12ページをご覧ください。

